

(公印省略)
兵健第377号
令和2年12月16日

関係各位

公益財団法人兵庫県健康財団
理事長 太田 稔明

令和3年度兵庫県健康財団がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞に係る 研究課題の募集について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団事業の推進につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当財団では、がん及び腎疾患の予防と診断・治療に有益な若手研究者の学術研究を対象に、別添応募要領のとおり研究課題を募集し、優れた研究に対して奨励賞を贈呈することとしました。

つきましては、貴所属の研究者の方々への周知及び該当者の推薦についてご配意いただきますとともに、下記により応募いただきますようよろしくお願ひします。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 研究課題 | がん又は腎疾患に関する研究全般（特に限定した課題はありません。）
※ <u>ただし、腎がんの研究につきましては、腎研究奨励賞分野に応募願います。</u> |
| 2 対象者 | がん又は腎疾患の予防と診断、治療、看護等に関し専門的研究に従事している者（医師、技師、看護師等）又は施設 |
| 3 応募期限 | 令和3年3月1日(月)必着 |
| 4 提出書類 | がん・腎研究奨励賞申請書
※申請書の様式をデータでご希望の方は、メールにてご連絡下さい。 |
| 5 応募・照会先 | (公財)兵庫県健康財団 健康づくり部 健康づくり課 担当 和久秀則
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12
Tel. 078-579-0166 FAX. 078-579-0600
e-mail:waku@kenkozaidan.or.jp |
| 6 贈呈者の発表 | 令和3年5月頃（予定） |
| 7 奨励金贈呈日 | 令和3年6月頃（予定） |

〔添付書類〕

- ① 令和3年度兵庫県健康財団がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞 応募要領
- ② 申請書

令和3年度兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」及び「腎研究奨励賞」応募要領

1 奨励の目的等

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関する専門的研究を行っている個人又は施設に助成奨励することにより、がん及び腎疾患にかかる対策の進展に寄与することを目的とする。

2 対象

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関する研究で、兵庫県内において、①がんの予防と診断治療に関し基礎、臨床及び公衆衛生、または看護・患者支援・緩和医療等に専門的研究に従事している研究者（医師、技師、看護師等）又は施設 ②腎不全をはじめとし腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関し基礎及び臨床部門で専門的研究に従事している研究者（医師、技師、看護師等）又は施設で、令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間内に開始及び終了する研究を対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40歳以上の者
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者
- (3) 他から助成金又は奨励金を受けている研究
- (4) 前年度に当奨励賞の助成金を受けた研究

※応募は一人又は一施設につき一研究とし、がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞への同時応募はできないものとする。

3 申請できる経費

研究活動に必要な旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等（ただし、机、いす、コピー機、パソコン及びパソコン関連機器等当該研究終了後においても使用可能な設備・備品の経費は認めらない。）

また、旅費は研究と関連のある学会等以外のものは認めないものとし、旅費の上限は助成決定額の20%以内とする。

4 奨励賞助成金の額

1件につき、がん研究が上限額100万円、腎研究が上限額50万円とする。

5 奨励研究数

がん研究奨励賞は概ね3～5研究、腎研究奨励賞は概ね1～3研究とする。

6 応募方法

所定の申請書(別添)を使用し、所定の推薦書、実施計画書及び収支予算書を添付し、応募先に送付するものとし、推薦書の推薦者は、「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関する施設の長又は個人とする。

7 応募・照会先

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 担当：和久秀則

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12

Tel: 078-579-0166 Fax: 078-579-0600

8 応募受付期間 令和3年1月4日(月)～令和3年3月1日(月)

9 審査・選考

がん研究奨励賞、腎研究奨励賞ごとに、外部委員を含めた審査委員会において審査の上、奨励金贈呈者及び贈呈額を決定し、応募者に通知する。（令和3年5月中旬予定）

奨励賞の贈呈は、概ね令和3年6月頃とし、振込みは贈呈式後所定の手続きを経て行う。

10 報告

- (1) 「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けた者は、令和4年4月30日までに研究成果報告書（実績報告書）を理事長に提出しなければならない。なお、報告書の要旨を取りまとめて公表する予定としている。
- (2) 上記（1）に添付する収支報告書には領収書を添付しなければならない。

- (3) 助成を受けた研究について、研究成果の発表を行った場合には、論文の別刷を提出しなければならない。
- (4) 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けたことを明示しなければならない。

11 個人情報の取扱いについて

当財団では、応募に伴って取得する個人情報について以下の通りに取り扱う。

・応募とともに当財団が取得する個人情報は、審査・選考及び応募者への連絡に利用し、他の目的では利用いたしません。また、本人の同意なく、第三者への提供または委託することはありません。

・ご記入いただきました個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお手続きは、下記の窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについての問い合わせ窓口】

公益財団法人兵庫県健康財団 総務部総務企画課

Tel : 078-579-1300 e-mail : somukikaku@kenkozaidan.or.jp

※募集への応募をもって上記事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

12 反社会的勢力からの応募について

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人または団体、施設からの応募は受け付けない。

13 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

(倫理委員会の承認が必要な場合は、奨励賞研究費の振込にあたり承認を得た旨の文書を提出するものとする)

14 その他

この助成事業は、研究される方々の計画的な研究や研究期間の確保などを考慮し、予算の正式決定前に募集するもので、令和3年3月中旬に開催予定の理事会の決議を条件とする。

15 施行期日

この要領は令和2年12月3日から施行する。

経費に関する細則

1 使用できる経費の具体例（すべて研究に関連するものという前提で）

- ・試薬、染色等
 - ・実験用マウス購入費
 - ・測定費用
 - ・旅費・学会参加費、研究に必要な構成員等の先進事例施設等での研修費
(鉄道は普通車指定席、飛行機はエコノミークラス相当とする)
(助成決定額の20%を上限とする)
- ※旅費につきましては、当財団の意向により学会の参加等よりも研究そのものに多く活用していた
だきたいことから29年度より規制をかけさせていただいております。学会参加費等を計上する
場合は助成決定額の20%を超える額については自己負担として計上してください。
- ・通信運搬費（検体の輸送費等）
 - ・委託費（学会発表のための翻訳など）
 - ・書籍購入費
 - ・解析ソフト購入費
 - ・消耗品類
 - ・論文掲載料等

2 使用できない経費（研究に関係するものでも使えない経費）

- ・いす、机
- ・パソコン、タブレット、プリンター、複写機・複合機
- ・関連する学会であってもグリーン車、ビジネスクラス以上相当の旅費が含まれるものに充当する場合
宿泊費に関しては夕食朝食付以外の打ち上げ的な要素が含まれる領収書は無効